

同時発表
環境省、長沼町

流域治水

令和8年9月1日
札幌開発建設部

タンチョウの幼鳥が飛翔 舞鶴遊水地の立ち入り制限区域を一部縮小します ～引き続き温かく見守ってください～

舞鶴遊水地で今年5月に誕生したタンチョウの幼鳥が飛ぶ様子（飛翔）が確認されました。これを受け、これまで保護のため設定していた舞鶴遊水地の立ち入り制限区域を一部縮小しますので、お知らせします。

なお、幼鳥はまだ成長過程にあり、引き続き配慮が必要な状況です。タンチョウを観察する際は注意事項を守り、温かく見守っていただきますようお願いいたします。

長沼町、環境省 北海道環境局及び北海道開発局 札幌開発建設部では、タンチョウと地域の暮らしや産業が共存できる環境づくりや、タンチョウを指標とした生態系ネットワークの形成に取り組んでいます。これらの取組は、「タンチョウと共存できる流域づくり協議会」の一員として、多様な主体と連携して進めています。

今年5月に舞鶴遊水地で誕生したタンチョウの幼鳥は順調に成長し、このたび飛翔が確認されました。これを受け、協議会の意見も踏まえながら、保護のため設定していた立ち入り制限区域を一部縮小することとしました。

なお、幼鳥はまだ飛翔能力が十分に発達しておらず、不意に飛び立った際には車や電線に衝突するおそれがあります。このため、タンチョウを観察される際には、以下の事項についてご協力をお願いいたします。

- 観察にあたっては【別紙1】の注意事項を必ずご確認ください、タンチョウの親子を刺激しないよう温かく見守ってください。
- 取材・報道にあたっては、【別紙2】を遵守いただきますようお願いいたします。

<タンチョウと共存できる流域づくり協議会>

札幌開発建設部 HP : https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/e1lg9o000000ncxh.html

<ヒナ成長の写真>

札幌開発建設部 HP : https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/ojk3ss0000002sog.html

長沼町 HP : <https://www.maoi-net.jp/gyosei/machizukuri/tancho/photo.html>

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 河川計画課

特定治水事業対策官 唐澤 圭 （電話番号：011-611-0329）

流域治水対策専門官 林田 寿文 （電話番号：同上）

札幌開発建設部
ホームページ

＜ タンチョウを観察される皆様へ ＞

～ 舞鶴遊水地でのルールとお願い ～

舞鶴遊水地は、タンチョウをはじめとする野鳥たちの大切な生息地です。

タンチョウは非常に警戒心が強く、特に子育て中は、人の接近や大きな音などによってストレスを受けることがあります。タンチョウが安心して過ごせる環境を守るため、適切な距離を保ち、静かに見守っていただきますようお願いいたします。

＜ 観察時の注意事項 ＞

- 舞鶴遊水地では、一部区域への車両・徒歩による立入りが制限されています。また、タンチョウ保護の観点から、ドローン等の無人航空機を使用する際は、関係機関への事前確認及び十分な配慮をお願いしております。
- タンチョウを観察する際は、近づきすぎず、車内や建物の中から短時間で観察してください。
- エサやりは絶対に行わないでください。
- ゴミは必ずお持ち帰りください。ゴミはカラスなどの外敵を呼び寄せる原因となります。
- 農地を含む私有地には立ち入らないでください。

＜ 野鳥観察ガイドをご活用ください ＞

タンチョウなどの野鳥を観察される際は、観察ルールをまとめた「舞鶴遊水地 野鳥観察ガイド」もご確認ください。

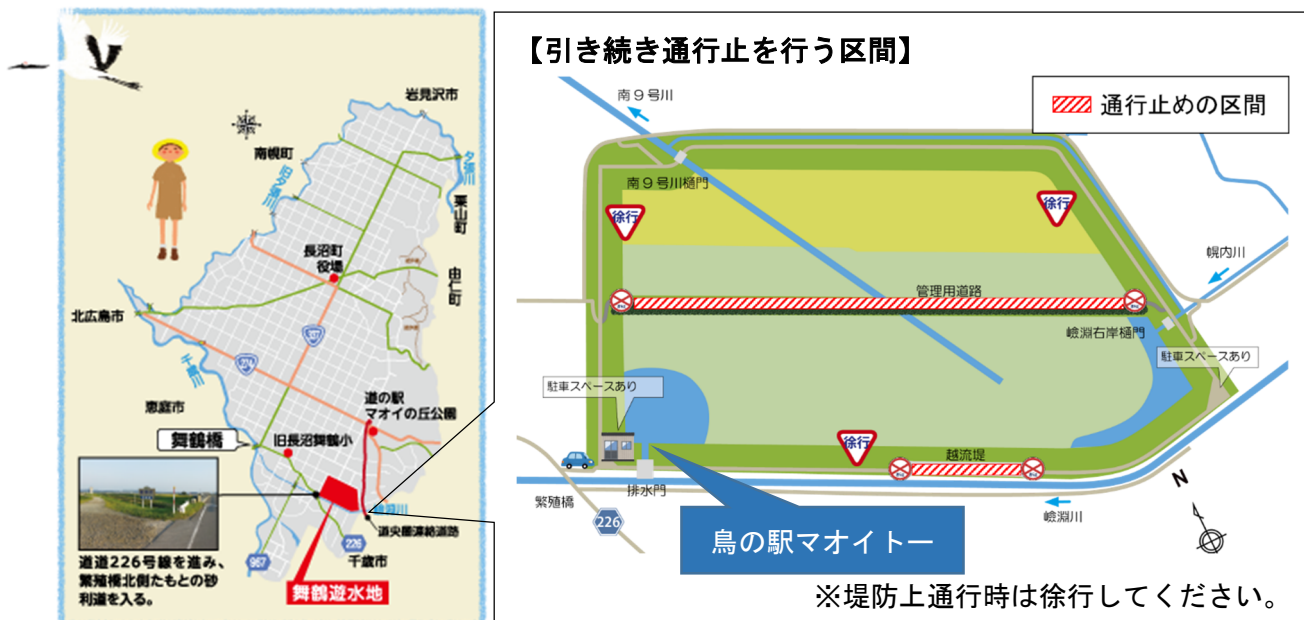
https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/kluhh40000001qwn-att/e1lg9o000000j35n.pdf

タンチョウが人を警戒するようになると、舞鶴遊水地周辺にタンチョウが訪れなくなるおそれがあります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

< 立ち入り制限の一部継続について >

ヒナの成長を受けて立ち入り制限の範囲を縮小します。

ただし、タンチョウへの配慮や施設管理上の観点から、越流堤および遊水地中央の管理用道路については、引き続き通行止めとします。なお、専門家の指導のもと、タンチョウに十分配慮したうえで、調査や維持管理のために職員等が立ち入る場合があります。



取材・報道にあたってのお願い

野生のタンチョウは人に対する警戒心が強く、不用意な接近はタンチョウを驚かせるだけでなく、交通事故や生息環境への影響を招くおそれがあります。

取材・報道にあたっては、タンチョウの保護と適切な観察環境の確保のため、以下の事項についてご配慮いただきますようお願いいたします。

■ 取材時のお願い

- ・タンチョウに近づき過ぎないでください。
- ・観察や撮影は車内から行い、車両から降りないでください。
- ・私有地や農地へ立ち入らないでください。

■ 報道時のお願い

（１）確認日時・場所の詳細な記載はお控えください

タンチョウの生息環境への影響を避けるため、確認された日時や場所が特定されるような表現はお控えください。

①日付の表記例

避けていただきたい例	推奨する例
「〇月〇〇日」	「〇月」、「〇月中旬」など

②場所の表記例

避けていただきたい例	推奨する例
「〇〇市 国道〇〇号沿いの農地」	「〇〇市内の農地」
「〇〇遊水地の北側」	「〇〇遊水地」

（２）観察マナーの周知にご協力ください

報道にあたっては、次の観察ルールについても、視聴者・読者の皆様への周知にご協力をお願いいたします。

- ・タンチョウに近づき過ぎない
- ・車両から降りない
- ・私有地や農地に立ち入らない